

2023年8月14日

各位

萩山口信用金庫

当座勘定規定の改定について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、2023年9月15日（金）より、ことらの取引開始に伴い下記の預金規定を改定することとしましたのでご案内します。

なお、改定後の預金規定は、改定前からお取引いただいておりますお客様に対しましても適用されます。

記

1. 改定する預金規定

[当座勘定規定（一般用）](#)

2. 改定内容

以下の条項を改定いたします。

改定後（新）	改定前（旧）
<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>② 呈示された手形、小切手は、<u>呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。</u> なお、<u>15時以降に入金した資金を支払に充当したとしても当金庫は責任を負わないものとします。</u></p> <p>③ 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>② 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>

3. 改定日

2023年9月15日（金）

以上